



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役副社長 大内 勝樹
(TEL . 03 - 3519 - 7250)

内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底させるために、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部監査担当は、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、取締役会及び監査役にその結果報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、その情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理に関する規程を制定し、取締役及び使用人が研修の実施等を行うものとし、企業危機の未然防止と迅速な対応に取り組むものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役も含めて毎月 1 回定例開催し、加えて同メンバーにて毎週経営会議も開催して、経営陣の間で市場環境の変化と当社ポジションと課題等に対する認識を常に共有し、迅速な経営判断ができる体制とする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における業務の適正を確保するため、責任を負う取締役を任命し、法令順守及び危機管理体制を構築する権限と責任を与え、管理部はこれを推進、管理する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議等の主要会議に出席する。

以 上